

論文

## 由利財政と江藤新平

— いわゆる「由利江藤金札論争」を中心に —

星原大輔\*

### はじめに

明治元年における財政政策は、由利公正が主導したことを以って、いわゆる「由利財政」と称されている。由利財政とは「会計御基立金＝内国債で賄う応急措置をとり、同時に太政官札＝政府紙幣を通じてする殖産振興＝輸出＝正貨獲得という恒久的政策を用意していた」ものであり〔坂入1988: 56〕、「新政府財政の危機を支え、ともかく軌道にのせて新政の実をまっとうさせた」と評価されている〔辻岡1984: 181〕。

しかし、西脇〔1997: 42〕は、「由利財政」とは、太政官札等の発行と、旧幕府以来の金銀貨改悪鑄造政策の継承という政策から成っていたが、後者の位置づけが弱いため「明治新政府の財政基礎、およびそれをめぐる政府内部の『分裂』状況と克服過程」が十分に検証されていない、と興味深い指摘をしている。これを受けて、筆者は先行研究と江藤文書の史料を用いて、明治天皇東幸以前の資金調達や金銀鑄造の実態を検討することで、鎮将府による金銀座移管の経緯や、上原捕縛後の長岡一件の実態を明らかにした。と同時に、当時江戸鎮台判事、鎮将府会計局判事であった江藤新平が、両方の懸

案事項について大きな役割を果たしていたことを立証した〔星原2006b〕。

ところで、先行研究では、由利財政のもう一つの柱である太政官札、つまり金札の東京府内での通用をめぐる、由利と江藤が対立したことが取り上げられている。

当時、東京の行政は概ね肥前藩の任ずる所にして要路皆金札の通用を肯せず、就中外交官は外国人の説に聴きて論議最喧し。然るに、市中の両替商其他は一日も早く融通を得て営業に就かんことを望めり。時の会計権判事島田右衛門（義勇）独り八郎の説を聴き、金札融通に尽力せしが未だ其効を見ず……金札不通の原因を討究せしに東京府の江藤新平と英国公使パークスとの抗議に因れるを確め得たり〔三岡1916: 258-271〕。

そのため、由利が江藤と金札通用の可否をめぐる議論し、論破したことによって府内での金札通用に至ったという。いわゆる「由利江藤金札論争」である。しかし金札通用に関する先行研究である亀掛川〔1995 a b〕などでは看過されてきた注目すべき関連史料が〔佐賀県〕〔国立国会b〕〔国立国会c〕などに所蔵されている。

そこで、本論では由利の東下前後から明治元年12月4日に金札時価通用が公布されるまでの

\*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程3年

経緯について、新史料を補いながら再検証を試みたい。そして江藤の金札通用論と共に、同時に江藤が提出した財政関係の官制改革に関する意見書を、由利財政との関係から考察したい。なお、この当時由利は三岡八郎と称しているが、本文中では由利公正で統一することとする。また、江藤その他の履歴はすべて、[内閣1927]により、引用史料の旧字はできるだけ常用漢字に改め、適宜句読点を施した。

## 第1章 由利東下以前の金札通用

### 第1節 鎮将府の資金調達

「江戸ハ東国第一之大鎮……宜シク親臨以テ其政ヲ視ルベシ、因テ自今江戸ヲ称シテ東京トセン」という東京奠都の詔が発せられた慶応4年（1868）7月17日、関東では江戸鎮台や関八州鎮将を廃止し、鎮将府が設置され、江戸府は東京府と改称された。この時、江戸鎮台であった有栖川宮熾仁親王は軍務専掌となり、三条実美が鎮将に命じられた[宮内庁1968: 769-771]。これは明治天皇の東幸に備えた処置であると共に、東国での軍事と鎮撫（民政）の分離がなされたことを意味する。鎮台判事として、民政兼会計営繕を分掌していた江藤はこの時、鎮将府会計局判事に任じられている。

しかし、明治天皇の東幸は8月4日に布告されたものの、なかなか実施に至らなかった。それは一部の堂上公卿らの反対論が根強かったのと共に、東幸費の目途が立たなかったことも大きな理由であろう。岩倉具視は自ら臨時御東幸会計事務総裁となり、東幸費の調達にあたる一方で[澤田1934: 74-76]、東京の三条にも「東京之儀被 仰出候、就而者随而 御出輦被為在候儀勿論ニ候得共、御用意向第一会計甚心痛罷

有候、乍去八月中旬迄にハ必ず 御発輦可相成胸ニ、唯御配慮願候ハ着 御之上会計方何とか御都合相成可申哉」<sup>(1)</sup>と、東幸以後の諸経費の手配を懇願せざるを得ない状況であった。

一方、東京府や関八州の民政のみならず、東北鎮定に要する軍費など、鎮将府もまた大量の正金を必要としていた。その対策の一つとして、鎮将府は大阪へ金銀座を完全に移送することを中止し、江戸でも金銀の鑄造を続けるため、金銀座の移管を行った[星原2006b]。さらに、鎮将府は8月13日、東京府下の富豪を召集し、三条が説諭を行い、「御貸上金」の提供を求めた。こうして、三条は8月16日、

御東幸後御用費之義御懸念之趣拝承候、当府御安心奉願候、会計方ニも種々勉力仕居候間、兎も角も御不都合無之様可仕候間、御懸念無之候趣奉願候、御東幸ハ一日までも御早く御発輦是而已奉渴望候<sup>(2)</sup>

と、岩倉に「御東幸後御用費之義」の手配が整ったことを報知している。大久保も20万両位の見込みが立ち、今後5、60万両は調べられるだろうと考えていた<sup>(3)</sup>。しかし、86万両の計画に対して、実際には18万8千両しか調達し得なかった[澤田1934: 76-80]。

その後も軍防官判事の大村益次郎が5千両を要求するなど<sup>(4)</sup>、鎮将府としては確実な資金源の確保が緊急課題であった。そこで、鎮将府は旧貨幣の増鑄と共に、金札通用を検討するに至った[澤田1934: 80]。神奈川県知事の東久世通禧が東幸会計御用掛の池辺藤左衛門に

楮幣之義ニ付、此間より諸局より追々議論も有之、過日商法局ニおゐて后来施行方見込書面差出答ニ御座候、付而も外国人よりも苦情申立都合も有之見込之處、輔相卿承知之上一定御決定ニ相成度、明日十

字より議政所へ出勤可被下候、追而江藤五位も同様出勤相成候様ニ致度候<sup>(5)</sup>

と書き送っているように、金札通用の検討に江藤も携わっている。

結果、大久保が木戸に「金策之事も御貸上も相調、三井等より金札施行之義建言仕、近々三井鹿島其余三人位御人撰に而、商法司被仰付筈ニ御坐候、名代三野村利左衛門ト云、是ハ三井自ら奮発して金札転還ハ御受合仕、尤人撰者豪商共手前ニ而相撰申上、共々ニ必死尽力可仕ト申事、直ニ委曲承候」<sup>(6)</sup>と伝えているように、三井、鹿島などの商人らの支持もあって、鎮将府内における金札通用の方針が定まった。ただし、大久保が木戸に、今回の明治天皇の東幸を契機として金札通用を図る旨を書き送っているように<sup>(7)</sup>、明治天皇の東幸が前提条件であった。したがって、東幸の日取りがなかなか決定に至らないため、鎮将府より大久保が派遣されることとなり、大久保は9月13日に着京した。

## 第2節 鎮将府内における金札通用

京都では、東幸に関して、その発途日以外にも、東幸後の財政問題なども重要案件となっていた。そのため、大久保の上京を受けて、木戸は岩倉に「会計之事於に爰大御着眼相立、不拔之御基礎相すわり度、付而ハ尚又三岡早急ニ被相呼、御決談被為在度奉存候」<sup>(8)</sup>と、在阪していた由利の上京を要求した。

そこで、岩倉は由利に「会計之御用筋に付是非々々出会示談申度一大事に候、右は関東にて楮幣被行方段々子細有之」<sup>(9)</sup>と、また翌日には中御門が由利に「是非早々上京候様昨夜自輔相卿も被申入候得共、右之段別而可申通様輔相卿被示候間則ち申入候」<sup>(10)</sup>と書き送り、再三に

亘って上京を促した。その結果、由利は14日に上京し<sup>(11)</sup>、15日に「会計之論」の会議が、16日には11時から小御所で「金札国債等の会議」が行われた〔妻木1932a: 98〕。

京都の太政官では、既に東幸費の一部を金札で支弁できるよう、8月13日に東海道沿道の51藩に対して「石高拝借の金札高3分の1」を貸し渡す論告を出し、金札通用を促進していた〔藤村1968: 52〕。また、由利は「江戸市中家業為御引立」として、東京府への300万両分の金札を貸し渡すことを提案していた<sup>(12)</sup>。したがって、この会議の詳細は判らないが、鎮将府内での金札通用の方針を正式に承認したと思われる。小野善右衛門の筆記によれば、大久保以下、池辺、吹田四郎兵衛、西村勘六が9月22日「蒸気船浪華丸にて」東下した際、「金札100万両と正金15万両」を持参していたという〔由利1940: 294〕。明治天皇の着御前に金札100万両が東京に持ち込まれたのである。

これを受けて、鎮将府は9月27日、「今般御東幸ニ付而者、兼而御布告之通、金銀紙幣取交通用勿論之儀ニハ候得共、遐邑僻境ニ於テハ未相辨向モ可有之候間、御領ハ府県私領ハ領主地頭ヨリ不洩様早々可相触候事」と、金札通用を促すべく布達した〔内閣官報1974: 306〕。しかし、江藤ら鎮将府官僚が反対したため、金札通用は一向に進まなかったという〔藤村1968: 54〕。

已にして三岡が朝廷の命に抛り軍用金五十万両の金札を鎮将府に授与せんと江戸に入り、紙幣流通の途を開かんとするや、当時江戸市民は新政府を信ずること極めて薄く、随て紙幣を嫌厭すること甚しかりき、江戸に於て其形勢を熟知せる南白は、紙幣流通を強んとする政府の策に反対し端なくも三岡と論争

するに至れり、蓋し不換紙幣濫発の結果、新政府の信用失墜せんことを虞れたればなり〔的野1968: 396-397〕。

亀掛川〔1995: 56〕は、江藤ら鎮将府官僚が金札通用に反対した理由は「金札の強制通用に対する江戸・関東の市民の反対を考慮したからに他ならない」と指摘している。しかし、管見の及ぶ範囲では、当時の書翰や書類中、江藤が金札通用を反対している記述は見当られない。むしろ、9月5日付の大木喬任宛書翰に

貢税之調子書差上申候間、御落手可被下候、只々近来海外ニ不通用方形質悪之幣を上国又ハ当府ニ而も製造、万億兆民之塗炭を思て夜不睡、只々所願ハ、一金抗を掘出して、宇内同様円形之幣を造り置事のミ、是願ハ当府ニ者金銀山挖山有之候趣、金札を以欲掘、未タ不果、併当奥羽も有之筈奉存候<sup>(13)</sup>

と、江藤が金札を以って金銀山発掘を考えていたことを窺わせる記述がある。実際、南部藩の吉益素常と吉益正を会計官御用掛として雇入れ、前者を上京させて鴻池その他へ周旋させ、太政官に約100万両の金札の下げ渡しを懸け合う、といった手順を記した江藤の覚書も残っている<sup>(14)</sup>。金札はそもそも「富国之基礎被為建衆議ヲ尽シ、一時之権法ヲ以テ」発行されたものである〔内閣官報1974: 131-132〕。江藤は金札の「富国之基礎」という性格は認めていたのかもしれない。ただ「一金抗を掘出して、宇内同様円形之幣を造り置事」と、円形の通貨発行を構想していたことは注目すべきであろう。

### 第3節 長岡事件と由利の辞表

さて、この大久保の上京に際して、岩倉や木戸が由利の上京を強く求めた理由がもう一つあった。大久保日記9月16日条には「今朝池辺

三岡入来、長岡一件等相談ス」とあるように〔日本1927: 483〕、長岡一件である。由利〔1940: 290-291〕は「茲に貨幣司を主宰する長岡右京の不正行為が発覚した。之は如何なるものであったか詳かではないが、……かくては彼れ三岡も造幣に関し、何等か不正の問題あるが如く疑惑視せられ、兎角彼の財政策に嫌たらぬ一派は、之を以て彼を指弾攻撃の一材料に加ふるに至った」と、由利が明治2年春辞職するに至った所以として取り上げている。

ここにある長岡とは、会計官貨幣司知事で、鎮将府が移管した東京府内の金銀座における旧貨幣の増鑄を取り仕切っていた長岡右京である。この長岡を始とする貨幣司の面々は、1) 金銀座接收時の横領、2) 金座役人への供金強要、3) 金銀座の情実人事、4) 政府高官への収賄などを行っていた。そのため、鎮将府による金銀座移管が行われた7月24日、貨幣司判事の上原十助が捕縛されたのをきっかけに、以後東京府内の関係者が陸続と捕縛された。詳細は別稿で論究しているのでそちらに譲りたいが、この長岡一件に関する実務処理の総責任者は江藤であった〔星原2006b〕。江藤は当時在阪していた長岡の東京への護送を強く求めていた。大久保が上京のため発府した9月9日の朝、江藤は大久保の許を尋ねている〔大久保1927: 482〕。江藤も8月に「東京御幸遅延を諫めるの表」を呈出しており〔的野1968: 362-366〕、江藤はこの場で東幸について話し合ったと思われるが、と同時に長岡の東京護送も大久保に要求したはずである。

長岡護送の可否は、大久保が木戸に「西東齟齬いたし候義後患可相成事」<sup>(15)</sup>と述べざるを得ないほど、単なる刑事事件ではなく、看過でき

ない政治問題と化していた。岩倉に由利の上京を要求した木戸も同書翰中、

長岡右京之事何卒早々東京府へ被差下候方可然、……此事ニ付而も三岡納得不仕候ときハ己ニても三岡と両端之勢ニ別れ申候、……彼免罪ト申儀弥分明ニ相分候ときハ東西一時ニ疑惑も氷解ニ至り 皇国之御為たる處も速ニ相挙り候事ニ付、此辺を以得と三岡へ被仰聞、早々急々右京東下被仰付候儀可然と奉存候事<sup>(16)</sup>

と、長岡事件をめぐる「西東齟齬」が生じつつある現状を憂い、長岡護送の案件も処理するよう求めていた。ところが、長岡の東京護送には上司にあたる由利が「主として彼之免罪を申唱へ」、頑として拒絶した。「長岡右京之事、何分ニも三岡、只弟一人彼之相手と相成、昨日も己ニ一争端を開きかけ候ほと之行か、りニ而甚痛心仕候」<sup>(17)</sup>とあり、由利が如何に強く反対したかが窺知されよう。つまり、大久保日記9月16日条の「長岡一件」とは、長岡右京の東京護送に関する件である。当然のことながら、大久保がこの日由利に護送を強く要求したことは想像に難くない。

由利は9月24日、突如辞職願を提出した。理由は、戊辰戦争以来「危急御多端」の際、彼是と言っているのは「自然成敗ニモ致関係可申哉」と考え、許可を得ずに「火急独断之取計等多々」行ったためとしていた〔由利1940: 295-296〕。この前日、本年の「租税金納之分」と「諸上納」をすべて金札で上納すべしという布告が出されている。これは金札通用の促進が目的であったが〔藤村1968: 54〕、この布告の背景には、なかなか金札通用の促進の実績が上がらない現状があった。片岡〔1984: 164〕は、由利はその責めを負って辞表を提出したと指摘している。

しかし、由利の長岡事件の対応だけではなく、この頃、京阪における由利の財政政策への反発が政府内で高まりつつあった。輔相の事務代行を命じられた議定の正親町三条実愛や徳大寺実則は、奥羽・北海への送金を吹立予定の正金30万両ではなく金札ですべしと独断で取り決める由利の姿勢に反発し、岩倉に「会計全権は中門万里両卿へ御委任之儀改而御沙汰書ヲ以早々御申渡可給候」<sup>(18)</sup>と要求している。したがって、由利の辞表提出は、明治天皇に供奉している岩倉や木戸らに対する自身への信任を問うという意味合いも含まれていたのではないだろうか。由利の辞表提出に対して、岩倉は

三岡辞表来示之通御抑留可然と存候、就中木戸見込も有之同論ニ存候、尚亦伊知地社之丞当局出伺之儀ニ付、三岡等篤と及談合、将来会計之基本確乎相立候様可及勦力旨御説諭冀處ニ候<sup>(19)</sup>

と、由利の辞表を退けると共に、18日に軍艦買入御用掛として大坂貨幣司出仕を命じられた伊地知社之丞との談合を望んだ。

岩倉は由利の財政担当の継続を望んでいたであろう。しかし一方で、由利の実務に対する方針転換も期待していたと思われる。伊地知は、金札の価値は「直成之昇降世上之相場」に任せるべきであるという金札時価通用論を唱えていた<sup>(20)</sup>。一方、由利の見解は、金札は「正金同様日用普通之貨幣」であるという正金等価通用論である〔内閣官報1974: 201〕。伊地知と由利は金札通用の方法をめぐる見解を異にしていた。両者間での妥協を岩倉は望んでいたかもしれないが、実際には、伊地知の提案に対して、由利が「能引受に而異論無御座候得共、人之説を悦而用る模様にも」ない態度を見せ、両

者の談合は不調に終わった<sup>(21)</sup>。由利財政は大きな局面を迎えつつあったのである。

## 第2章 由利の東下前後

### 第1節 由利着府の日付

明治天皇は9月20日ようやく京都を発せられ、10月13日東京に著御された〔宮内庁1968: 838-866〕。現状と今後の課題を確認し終えた三条と岩倉は17日、京都の議定宛に

副島二郎三岡八郎兩人之儀、御用有之被為 召候間、至急ニ東下有之候様早々御申達可被下候、万一所勞等有之候共、大抵ならハ推て東発致候様速ニ御下知可給候<sup>(22)</sup>

と、副島種臣と由利の東下を厳命した。

ところで、三岡〔1916: 257〕には「八郎は京坂の間に留りて金策に東奔西走漸くにして正金五拾万両を調達するを得。11月2日、急行東上す」と、11月2日以降に出発したとある。しかし、同じく由利の伝記である由利〔1940: 297〕では「愈々関東地方へ金札を流通せしむる為め命を帯びて東京に出張することゝなり、10月20日着京した」と、由利着府の日付が10月20日となっている。以後の関連研究では、この日付が通説となっている。

記述がこのように変化した要因は、日本〔1930: 155-157〕に掲載されている岩倉宛三条書翰である。「三岡八郎も今日着付仕候、大会計目途楮幣等之義も屹度一定候様猶追々議可申候、何分今日着、未当地之事情も不相弁、何れ明日は東京府に於て大木とも集会談合之筈に御坐候」と、由利着府を報じたこの書翰が「明治元年10月20日付」となっているからである。

この由利着府の日付についてはすでに、中御

門家文書<sup>(23)</sup>の調査整理をした中村尚美が、「会計官関係資料」にある「11, 会計官往復文書」の解題で以下のような疑問を提示している。

明治元年11月10日付判事宛甲斐九郎の書翰では「三岡出帆之期限も未だ治定不致哉ニ御座候」と、由利がまだ東下していないことを示している。一方、元年10月20日付岩倉具視宛三条実美書翰では「三岡八郎も今日着付仕候」（『岩倉具視関係文書』第4）と東京著をのべている。しかし由利の東下が決定したのは11月2日（『百官履歴』上の由利公正の項）であり、また元年10月27日付岩倉宛伊地知壯之丞書翰の文言からすると由利は当時在阪中とみられる。さらに元年11月30日付由利宛大木民平書翰によれば、東京府下発行の金札は12月2日に大木に手渡されることになっている。10月20日に由利が東京著であるとした場合、1ヵ月以上もたつて金札を渡すということは、その間金札東京府下発行にあたって議論があったとしても、当時の切迫した情勢下にあつては考えられないことである。由利の東下は11月22日頃とするのが妥当ではなからうか。このことはあくまでも推論であつて、今後の実証にまたねばならない〔早稲田1965: 382-383〕。

この他にも由利の10月20日到着に疑問を呈せざるを得ない史料がある。例えば、由利は11月2日、中山忠能に「御用被為在候ニ付、早々東京江罷越候様被 仰付難有奉謹承候、就而者早駈ニ而可罷越筈ニ御座候處、先達而以来胸痛ニ而難儀仕候ニ付、急々蒸氣船便ニ而罷越申度候」<sup>(24)</sup>と、胸痛を理由に遅延願いを申し出ている。また、越前藩家老であつた本田修理の日記11月3日条には「三岡御暇乞ニ来ル」とあり〔本多1974: 648〕、また11月6日付の池宛宛伊達宗城書翰にも「三岡ハ多分近日東下と存候」<sup>(25)</sup>とある。少なくとも6日までにはまだ出途していないことを窺わせる。

「今後の実証にまたねばならない」とされた

由利着府の日付は明治元年11月19日夜であらう。その根拠の一つは、旧福井藩士の青山小三郎の日記「備忘要録」である。11月19日条を見ると、「十九日夕三岡八郎着」<sup>(26)</sup>とある。もう一つの根拠が、佐賀県立博物館蔵の寄贈史料、江藤宛大木書翰<sup>(27)</sup>である。これは未紹介史料なので全文を掲げたい。

三岡八郎昨夜着仕候由ニ而御座候ニ付、明廿一日東京府之義集議仕度儀ニ有之、同人江打合セ可申候、今日同人より相談置申候条、明朝五ツ時より御参内被下度候、

商法局之事

金札之事

東京会計合并之事

右等之相談只様因循罷在候而者不相済候ニ付、明日者論判一決迄退朝不仕相談之心得ニ御座候、左様御承知被下度候

十一月廿日

大木民平

江藤新平様

先述した、10月20日付とされている岩倉宛三条書翰には「何れ明日は東京府に於て大木とも集会談合之筈に御坐候」とあるが、これは「明廿一日東京府之義集議仕度儀ニ有之……明朝五ツ時より御参内被下度候」との一文と符合する。この他にも、11月20日付大木宛北島秀朝書翰に「三岡参与東下ニ付、明朝於皇居御談話之趣委細承知仕候」<sup>(28)</sup>と、さらに11月21日付岩倉宛大久保書翰にも「会計之事も三岡就出府、直様東京府より打合いたし、尚同人之見込も有之由」<sup>(29)</sup>とあり、21日に東京府で会議が行われる予定であったことを示す史料が存在する。

残念ながら、問題の岩倉宛三条書翰の原書は所在不明で、[国会b]に謄写が残っているのみである<sup>(30)</sup>。確実な立証は原書の発見を俟た

なければならぬけれども、「11月」とあるところを「10月」と謄写し間違えた可能性が限りなく高い。今後の研究を俟ちたいが、本論では、由利の着府日を11月19日として、以下、論を進めていきたい。

## 第2節 「会計坂府合一」

では、11月19日に着府するまでの間、由利は何をしていたのであろうか。由利が9月の明治天皇の東幸に供奉しなかった理由は「正金を準備せんが為にして、三井小野田鴻池加島等の富商は挙げて供奉出納を拜命し、京阪地方金策に任ずる者あらざりしを以て、自分調達に従事」したためであったという [三岡1916: 256]。既述したように、由利は11月2日、中山に胸痛を訴えて遅延願を提出している。しかし実際のところは、由利は大阪府との間で、「治河掛」と「会計官之云々」をめぐる紛糾が生じていたため、上京できる状況ではなかったのである。大阪府知事の後藤象二郎が大坂府権判事の陸奥宗光に送った書翰によって、その一端が窺える。後藤は4日付の書翰で、「改而両事件共御沙汰書相下」<sup>(31)</sup>るよう、陸奥に周旋を依頼している。

まず前者の「治河掛」について述べよう。当時大阪港は川底が浅く、洪水や高潮で堤防がしばしば決壊していたため、大型船が入港するには大変不便で、外国汽船の多くが兵庫港に移っていた。また5月の2度に渉る洪水のため川口の埋没がいよいよ酷くなったため、川筋の大浚渫を行うと共に、新しい築港を決定した [大阪1959: 226-228]。後藤は10月27日治河掛に任じられており [石井1980: 263]、11月5日付の後藤書翰に「今一箇条之新港鑿開之事者弟之管轄地ニ

付是非被命度」<sup>(32)</sup>とあることから、その新港築港の専任を巡る対立が生じていたと思われる。陸奥への周旋依頼もあったためか、治河掛の全権委任は中御門となるが〔石井1980: 304〕、後藤には7日「今般治河掛被 仰付候ニ就テハ、其他天保山港鑿開、別テ尽力可有之旨被 仰出候事」という沙汰書が下った〔石井1980: 310-311〕。この問題はこれで収束したと思われる。

さて、ここで注目すべきは後者の「会計官之云々」である。これは財政関係の官制に関するものであって、10月10日付の由利書翰に「会計坂府合一之儀、後藤氏へ談判之大意申上置候様との義ニ付相廻申候」<sup>(33)</sup>とある。由利が11月8日、後藤に送った口上によれば、由利の説く「会計坂府合一」とは「京坂ヲ纏メテ会計ノモノトナシ、会計挙テ京坂モノトシテ推テ天下ニ及ヒ 皇国合一ノカラ以テ地球中ニ幹絶タラシムルノ義」<sup>(34)</sup>という趣旨であったようである。では、実際政治では何が行われたのであろうか。当時大阪府営繕局長であった関義臣が次のような回顧録を残している。

当時会計官本署ハ大坂川崎ニ在リ、三岡八郎ハ其知事ナリ、会計官ニ商法司営繕司アリ、而シテ大坂府庁ニモ商法局アリ、権判事春田基太郎其局長ナリ、営繕局モアリ、即チ義臣其局長ナリ、商法ナリ営繕ナリ一府下ニ一事ニ様ノ司政アリテ不都合ノ事数々生スルガ故ニ、明治元年十一月行政官ヨリ沙汰アリテ、会計官ノ商法司営繕司ヲ廢シテ大坂府ノ商法局営繕局ニ合併セラレタリ〔松方1991: 395-396〕

由利は「会計」に関する国家機関と府県など地方機関の関係を以下のように考えていた。そもそも「会計」の業務は財務だけではなく民事にも関与するものである。しかし、地方機関がこれを専任すれば「府県毎ニ支離シテ経綸ノ大

体貫ク事」ができない。他方、国家機関に委任すると「教化」に関する行政が滞り勝ちになってしまう。したがって、貨幣出納を除く、他の業務を地方機関が施行するにすれば「下民ヲシテ不知シラス教ニ入ラシメ、不知不知其生業ヲ果サシムルノ用ヲ府県ト共々ニ天下一途ニ貫ヌキ、民ヲシテ倦マサラシムル」ことができるというのである<sup>(35)</sup>。つまり、出張所付属の商法司営繕司と大阪府の各局との合併は、由利の言う「会計坂府合一」という考えの延長上にあると言えよう<sup>(36)</sup>。この他にも、由利は大阪府会計官出張所の相山辰二郎に府知事の後藤らに無断で達書を出しているが、後藤書翰に「果而京都府同様、会計官と府中と兩名ニテ政事者一筋ニ出候とて、三岡之談被行候様奉存候」<sup>(37)</sup>とあることから、これも由利の考えに基づくものであることが判る。

「弟も最早断然廷論不致候而者不相副事ニ御座候」と、後藤は陸奥に由利への不満を表明している。なぜなら、由利の官制改革案は財政に関する行政布達が会計官名義あるいは府名義で出されることになり、「天下政道之体裁ニ於て甚不分然義」であって、国民の疑いを招くことになるだろうし、またこのような政体は「和漢古今西洋米利堅人五世界五大州中」未だ嘗て聞いたことがないと考えたからである<sup>(38)</sup>。しかし、後藤に7日「在阪之会計官御用向、総テ其府ニテ取扱可致旨被 仰付候事」という沙汰書が下っている〔石井1980: 310-311〕。下阪した由利と後藤が談判した結果、「阪府附属ノ官」である「阪地在ル所ノ出納商法営繕ノ如キ諸寮」は今後「京師大会計之命令処分ニ従ヒ、以テ大ニ万庶生計大商法ノ基礎ヲ起」すこととし、今後「名目判然ト定」め、「漸其頭員ヲ定



メ誠ニ合一之趣意ヲ行」うという方針が定まったからである<sup>(39)</sup>。

これを受けて、由利は直ちに東下の途に就いたのであろう。しかし、12月10日付の由利宛岡田甲斐書翰に「何分御発艦後は乍ち瓦解之体に而何も当惑之事に御座候、……右瓦解と申候も大阪府之議論差越の付属合一之争いにて困窮此事に御座候……御発艦之朝直に商法会所を初め管繕其外在阪会計之諸司阪府より被逼、彼是心痛之事」とある。由利が東下の途に付いた途端、陸奥や五代友厚ら大阪府官僚の反対によって、由利と後藤の合意は破綻してしまったのである〔三岡1916: 265-268〕。

大阪府は由利財政の反対派の一拠点であった。後藤や五代らも「会計全体の上に就て嫌焉ざる所あり、会計官の処置に痛く反対し、中央政府に向って其の革新を迫」っていたという〔大隈1895: 381〕。また、陸奥も由利の財政政策を非難し、幾度か激論を闘わしたため、会計官から大阪府権判事への転任を余儀なくされたという〔渡辺1934: 84-85〕。したがって、由利財政に対する反発が高まりつつあったことを考慮すれば、この由利の「会計坂府合一」には自身の貨幣政策に反対する大阪府の陸奥、五代ら大阪府官僚の影響力を封じようとする別の意図もあったのではないだろうか。しかし、由利の官制改革をめぐる紛糾は大阪だけではなく、東京にも波及したのである。次章ではそれを明らかにしたい。

### 第3章 江藤と由利財政

#### 第1節 金札時価通用布告までの経緯

由利が着府するまで、府内での金札通用の実施が決定しなかったのは、徳川宗家や東北諸藩

の処分をめぐる政府内で議論が紛糾したことも一因であろう。由利の着府から「1ヵ月以上もたって」金札発行に至ったと考えられていたが、由利の着府日が11月19日であるので、実際には約1週間で決定に至ったのである。ただし由利の意に副わない時価通用の布告と共に施行された。本節では、由利着府以後の経緯を考察したい。

大木が「論判一決迄退朝不仕相談之心得ニ御座候」として臨んだ、21日の東京府での会議は「休日ニ候得とも」行われたが、「夜五ツ時頃迄参 朝之上相談候ても終ニ議論」は結論に至らなかった<sup>(40)</sup>。病床に臥していた岩倉が翌日、三条や各参与に送った意見書のうち、会計問題については

会計之事、兼而各位議論之通、至重至大之儀は申迄無之、實に至急之要務、幸に三岡東下、此時を不可失東西同一基礎相立候様懇願仕候、尤も各位御如才無之事に候得とも、御互に決して不相譲、反復討論、屹度根脚取締出末不仕候而は天下之事も去り可申程に、起臥焦心過慮罷在候間、猶御賢考偏に歎願候

とある。如何ばかりの激論が戦わされていたか、また岩倉が如何ほど苦悩していたかが窺えよう。その後も金札通用方法などをめぐって議論が行われていたと思われるが、大久保と木戸の答書を得て、25日に還御の日取りなど重要案件に関する評議が行われた。江藤は頭痛のため家に引き籠っており、この評議を欠席した<sup>(41)</sup>。これが後述する由利の回顧談にある「8日目の不参」に当たるのかもしれない。

さて、この評議において、由利は翌2年までの諸費用70万両の調達を担当することとなった〔三岡1916: 295-296〕。

そしてこの前後、東京府に300万両の金札の

うち100万両が渡され、12月1日より金札通用の布告を発する方針が決定した<sup>(42)</sup>。大木が30日、由利に「金札に付而之御普告是等御書付とも御副へ被下度奉願候」<sup>(43)</sup>と、由利に布告文の起草を依頼していることから、由利の金札正金等価通用論に基づいて施行される予定であったと思われる。ただし、同書翰で大木は「明後二日朝東京府より人さし遣候条御渡し被下度候」<sup>(44)</sup>と、金札の受取を12月2日とすることも由利に依頼している。

ところが、2日金札の受け取りに赴いた鮫島が「布告之儀者如命明日迄相待候方可然歟と相考候間、今日者差留置可申候」<sup>(45)</sup>と述べているように、金札正金等価通用論に基づく公布が難しい情勢となり、遂に3日には一転して、大木は「地定之心得」を理由に金札相場通用の布告を由利に了承するよう依頼した<sup>(46)</sup>。こうして、4日「時之相場ヲ以通用可致」とする金札相場通用の布告と共に、府内での金札通用が施行されるに至ったのであった。

芳賀 [1902: 318] は「翁 [引用者註: 由利] 及び其他の会計官に一応の交渉もなさずして」布告されたというが、他方、澤田 [1934: 201] は「東京に於て発せられたもので当時三岡も滞留中なれば一応の交渉もなかったとは考えられない」と述べている。東京府判事の北島秀朝と鮫島尚信が4日、

兩人共早刻三岡参与江推参之上、万より判談可仕候、右決議次第、続而尊邸へも相伺候心得ニ御座候間、其節布告書之得失等ニ至迄御賢意相伺候様可仕<sup>(47)</sup>

と大木に書き送っていることから、由利も金札相場通用の件は予め聞かされていたと思われる。由利は不承不承ながら受諾したのであろう

か。あるいは、12月18日付の大木書翰<sup>(48)</sup>に金札相場への介入に関して由利と相談する旨が記されていることから、後述する大木の折衷案を受諾したのかもしれない。いずれにせよ、金札時価通用の布告は事実上、「由利財政」とよばれる商法司政策の破綻を意味するものであった [早稲田1965: 383]。

## 第2節 由利江藤金札論争

こうした金札通用方法の転換を齎した「地定之心得」とは何であったのだろうか。ここで必ずと言ってもよいほど引用されるのが、いわゆる「由利江藤金札論争」である。これは由利自身の回顧談が典拠となっている [三岡1916: 271-272]。

まず概要を述べよう。着府した由利はまず大村と北海道鎮定の費用を相談し、50万両の軍資金は「融通の途が開けば、此金額は必ず東京で直に調達出来る」と約束した。そこで「市内の両替屋連を呼出して金札を流通して全般の融通を開くべき途を説諭し、充分理会せしめた後、府庁と談判した」。しかし「朝廷より既に嚴命のありし太政官札を今に至でも未だ市内に通用せしめざるは府庁の責任として如何」と「種々経綸を述べて相談に及んだ」けれども、了解しない人物がいた。江藤である。そこで、由利は

斯く互に力を極めて論議するも、畢竟私に為にするのではなく、国家の大事の為である。数日の論一様にして二様にあらず、只決すると否とにある、されば公然立会人を設け、日を期して之を決しよう、若し不参すれば論は負けたりと見倣さん、又規約の時間は後れても敗者と為さん

と江藤に述べ、鮫島と青山小三郎を立会人とし

で談判に及んだ。それから7日間「毎朝五時より夕七つ時迄、終日」論争を戦わしたところ、8日目にとうとう江藤が姿を現さなかった。そこで由利は鮫島と青山に「規約の通、江藤氏無断にて不参は敗論なり」と告げ、金札通用の決定に至った。これがいわゆる「由利江藤金札論争」と称されている内容である。

11月30日付の由利宛大木書翰によれば、30日には金札通用が決定済みである<sup>(49)</sup>。したがって、由利の回顧談が正しければ、21日か22日から江藤との8日間に亘る論争が始らなければならない。しかし22日と23日は「各国之公使参朝」のため諸局は休日であった<sup>(50)</sup>。また江藤は24日<sup>(51)</sup>、25日<sup>(52)</sup>と不快を理由に会議を欠席している。そうすると、由利の回顧談とは日数が合わないのである。したがって、由利による回顧録の信憑性は甚だ疑わしいと言わざるを得ない。ただ前述した12月5日付の北島・鮫島書翰には、「御不快之處大敵四方より襲来、さぞ々々御苦心奉恐察候、此上者乍不及尽力可仕候間御安意可被下候、猶御加養専一二奉願候」<sup>(53)</sup>とあり、由利が論敵として江藤を回顧談で挙げている以上、江藤も「大敵」の一人であったに違いない。しかし、由利の意に副わない形で出された金札時価通用の布告文に江藤がどこまで関与したかを実証できる史料は残念ながら見当たらない。

一体、江藤の金札通用論は如何なるものであったのであろうか。東京にあった鎮将府は独自の官制を備えており、征東総督府と併せて「日本帝国は宛も東西に三個の主権者を鼎立するの観」であったという〔大隈1895: 348-349〕。しかし明治天皇の着御後、鎮将府は10月18日に廃止され、その事務及び学校は行政官に移

管された〔宮内1968: 871〕。財政機関も、京都の太政官内の「会計官」と、関東の鎮将府内の「会計局」が並存する形になっていたが〔西脇1993: 21-22〕、鎮将府会計局は会計官東京出張所として、太政官会計官に併合された。江藤はこの時、会計官判事兼東京府判事に任じられた。

9月13日に上京した大久保は岩倉に対する意見書で、東京府における財政機関の改革とともに、東京府の民生は「重大ノ任」なので、責任者として「練熟之者一人」が必要であると建言していた<sup>(54)</sup>。そこで抜擢されたのが大木である。大木は12月4日、東京府知事兼任を命じられている。その大木が着御前後に「右之件々御許シ無之候ハ、目的無御座ニ付、余人ニ被仰付度」として呈出した覚に「江藤新平東京府判事より会計官兼勤ニ被仰付度候事、金調御受合可申候事」<sup>(55)</sup>の一条がある。したがって、江藤の人事は大木の推薦によるものと考えられよう。江藤の人事、さらに江藤を「金調」の担当とするよう提案していたことから推せば、大木と江藤の財政方針がほぼ一致していたと考え得るのではないだろうか。大木の金札通用に関する考えが推測される、次のような史料がある。

今日楮幣御決議ニ付而者江東と談し置候事も有之、大略今日之事ハ相場論ニ而、真ニ永久之策ハ来七月当り迄ニ大議事院起り候而可一定、既ニ斯ク被行候上ハ弥縫之策ヲ以相場ニ任せ、而シテ高下ハ官より楮幣買揚候術有之（云々多シ）、故ニ東京粗米貳拾万石有之分成丈早く下直ニ而も売払、其代銀右之引当と心算罷在申候<sup>(56)</sup>

これによれば、大木の金札通用論は、金札は時価通用として発行するが、できるだけ金札と正金が等価で通用するよう、政府が金札相場に

適宜介入していくという方策である。つまり、伊地知らの金札時価通用論と、由利の金札正金等価通用論の折衷案である。江藤がこの案に賛同していたのか否か、それを立証し得る史料は今のところ見当たらない。

ところで、11月25日の会議は「衆議一二帰シ、何も異存無之ニ付連印」<sup>(57)</sup>したというが、同日付の江藤宛島義勇書翰に

今日衆議之處、三岡大木四位殿北島五位其外之説に而承服相成候付、其御思召に而御安心可被成候、御書付者返璧候間御一顧可被下候、人々皆拜見、三岡者拜見不仕候、此上者 京都より下り之商法司知事等之運方に而、三岡も困り可申と存候<sup>(58)</sup>

と、会議結果を報じているものがある。江藤が差し出した書付を由利以外の参加者「皆拜見」したとあるが、その内容は金札通用方法に関するものであろうか。しかし、筆者は「東京会計合併之事」に関するものではないかと思惟する。この点について、次節で検証したい。

### 第3節 江藤の財政関係の官制に関する建言

東京府では、9月に財政に関する権限をめぐって、官制上の問題が生じていた。東京府知事の烏丸光徳と神奈川裁判所知事の東久世が「会計局の権限を縮小して、之を東京市に奪わんことを企て、先ず会計局が市内の富豪より金銀を徴募するに對し」て、太政官に弾劾書を建白したのである。これに対して、江藤は北島と島と協議して、連名の反駁書を提出した〔的野1968: 399-409〕。この顛末は明らかではないが、官制上の変化は見られないので、江藤らの意見が容れられたと思われる。

しかし、今度は会計官東京出張所と東京府を

合併すべしとの論が起ったのである。11月20日付江藤宛大木書翰<sup>(59)</sup>によれば、21日東京府で行われた会議の議題には「東京会計合併之事」の一条もあったことが判る。頭痛のため自宅に引き籠っていた江藤は24日、「東京府江会計官併合云々」という文句で始まる意見書を岩倉に呈出し、反論している<sup>(60)</sup>。江藤は24、25の両日の会議を病欠しているのだから、この問題をどれだけ重要視していたかは明瞭であろう。

この建言書は、的野〔1968: 410-412〕にも翻刻されているけれども、草案には「東京府江会計官併合云々」の前にミセケチされている文句があった。それは「過日三岡参与より」という文句である<sup>(61)</sup>。つまり、会計官東京出張所・東京府合併論の提案者は由利であったのである。既述したように、由利が構想する官制改革案は、財政のうち貨幣出納の二局を除く、他の分野はすべて地方機関が行うという構想に基づくものである。これを踏まえて江藤の意見書を読むと、江藤が3つの観点から由利の改革案を批判していることが明瞭である。

第一に、官制のあり方である。「会計官分ちて三都の府に合併し、其本官は出納司のみ」とする由利の提案は、「其融通を均しく、其輕重を修理し、然る後、其活動を能くするものは誰に在る」のか、国家全体の会計の「専任」が不明確になる。そもそも「宇内古今立官」には各々掌職があつて、敢えて混同するものはない。なぜなら、担当者の「専任」が明らかでなければ、その「専責」が曖昧になってしまうからである。そうなると、「官人ノ功劣」を判断する材料がなくなり、政府の人材は「玉石混合」となり、各々の「知愚」が不明瞭となる。それならば、むしろ官など無い方がよい。「朝廷之

官」が有って無きが如くなれば「天下之瓦解」は識者を待たずとも明らかである、と。

第二に、現状との適合性である。「已に理財中正の道を失っている」会計官であっても、今なお「北征の官軍は其費に苦しみ、而して崎港は鉄橋を造る」などの費用に追われている。ならば「天下一旦、非常の変ありて、莫大の入費」が必要となった際、万一調達できなかつた場合「朝廷何れの官に」その責任を問うのか、と。

第三に、国家論である。江藤は「治国の要官は、会計刑法の両官」であると主張する。イギリスであろうが、江戸幕府であろうが、その要官が枢機を握っているのは同じである。したがって、「会計を三府に合併せしむ云々」という由利の提案は天下の枢機を手放すものであって、「天下瓦解」に通じる、と。

つまり由利財政は明治元年末には維新政府内で大きな課題となり、12月4日の金札時価通用の公布以外にも、終焉を迎えざるを得ない要因を有していたのである。由利の改革案は、既述した通り、近畿でも紛議を惹起していた。その顛末は当然のことながら東京にも伝わっていたに違いない。11月15日、会計官に「維新以後、軍国ノ経費ト租税ノ多寡トヲ検覈シ、度支ノ基本ヲ立テ」るようを指示が下っており[維新史料1938: 606]、25日の評議では「全国大会計之基礎相立候様取調之儀」も議題に挙がっているが、評議の結果、その担当は、これまで維新政府の財政を牽引してきた由利ではなく、木戸であった [三岡1916: 295-296]。これは、維新政府首脳が由利の改革案を採用しなかつたことを意味しよう。

貨幣悪鑄が外交問題を惹起していたことは既に先行研究で指摘されている[澤田1934:

286-299]。会計官御用掛兼任であった大隈重信は、大久保や木戸らに「外交の問題の困難なるを説き、困難の由て来る所を論じ、且会計全体の上に就いて一大改新を施し、其基礎を変改するにあらずんば、外交の問題、竟に得て調理するの期、日一日と其困難紛乱に陥りて、復収拾すべからざるに至る」であろうと訴え、由利一派の排斥を画策していたと回顧している [大隈1895: 382]。江藤もまた金札通用とは別の観点から由利財政に対峙していたのである。

### おわりに

本論では、まずこれまで10月20日とされてきた由利の着府日を未紹介史料などによって、11月19日であることを立証した。今後、10月20日から11月下旬までの由利財政に関しては、財政史や政治史などの観点から再検証が必要であろう。

さて、この日付の立証に基づいて、12月4日の布告に至る経緯を検証し、「由利江藤金札論争」についても考察したが、日数などの疑問点が明白になった。また、この金札通用に関する江藤と由利の争点を明らかにし得る客観的史料が管見の範囲では見当らなかつた。むしろ、江藤は金札を利用して金銀山を発掘し、そこで採れる金銀を鑄て円形の貨幣を発行すべく準備を進めていた。となると、江藤は金札通用そのものに反対していたとは言い難いだろう。このほか大木の金札通用論などが明らかとなったが、東京府における金札通用の経緯や江藤の金札通用論については更なる検証を期したい。

また、本論では、いわゆる「由利江藤金札論争」では金札通用と共に、財政関係の官制改革も大きな争点となっていたことを明らかにし

た。明治元年11月頃より、維新政府内において、財政関係の官制改革をめぐって、とりわけ会計官と大阪の間において紛糾が生じていた。由利は会計官付属のうち貨幣出納の二局を除く、他の局すべてを府県と合併させるという構想に基づき、官制改革に乗り出していた。東京では、この点をめぐって由利と江藤が鋭く対立したのである。第3章第3節で引用した江藤の意見書は、江藤 [1900] や的野 [1968] などに翻刻されており、早くから周知されていたが、これが由利案に対する反論であることは未指摘であった。由利の考えと比較することで、その内容もより鮮明となった。由利が「全国大会計之基礎相立候様取調之儀」の担当に任じられなかったことから推すと、この意見書はそれなりの影響を及ぼしたのではないだろうか。

さて、[星原 a, b] と本論より、慶応4年、明治元年における江藤の政治活動は常に由利財政との対決であったことは明瞭であろう。明治2年になると、由利と江藤の経歴は実に対照的である。由利は2月4日に大阪府知事御用取扱を命じられるが、大阪府の判事以下の大反発があったため下阪は延期となり [西脇1993b: 27-30]、そして長岡が逮捕された17日に「会計、大阪府知事御用取扱、治河掛、造幣掛」を免じられた [早稲田大学社会1964: 42]。結局3月1日、失意のうちに帰郷の途についた [由利1940: 322-323]。一方、江藤は明治2年1月上京し、畿内では岩倉から幾度となく諮問に与るなど、政府首脳への信任を確実に得つつあった [星原 a]。つまり、江藤は由利財政への対案を唱え行動する過程において、次第にその政策立案や実務に関する能力が認められたのであろう。これが明治2年末の中弁任命の遠因となっ

たと思われる。

[投稿受理日2006.9.26/掲載決定日2006.11.30]

#### 注

- (1) 慶応4年7月21日付、三条実美宛岩倉具視書翰 [国立d: 191-6]。以下、本論で引用する史料はすべて慶応4年または明治元年時のものである。なお、この年は9月8日に慶応から明治に改元されている。
- (2) 8月16日付、岩倉宛三条書翰 [国立b: 5-13]。
- (3) 9月4日付、小松帯刀宛大久保利通書翰 [大久保1927: 376]。
- (4) 9月5日付、三宅慎藏宛大村益次郎書翰 [神奈川: 159]。
- (5) 8月29日付、池辺藤左衛門宛東久世通禧書翰 [早稲田大学図書館128-2]。
- (6) 9月6日付、木戸孝允宛大久保書翰 [大久保1927: 395-402]。
- (7) 8月17日付、木戸宛大久保書翰 [大久保1927: 361-364]。
- (8) 9月13日付、岩倉宛木戸書翰 [国立b: 32-20]。
- (9) 9月13日付、由利公正宛岩倉書翰 [三岡1916: 253]。
- (10) 9月14日付、由利宛中御門経之書翰 [三岡1916: 253-254]。
- (11) 9月14日付、五代友厚宛由利書翰 [日本経営1971: 93]
- (12) 「東幸ニ付会計官見込書 三岡ヨリ至来写」 [早稲田大学社会科学1965: 138-140]。
- (13) 9月5日付、大木喬任宛江藤新平書翰 [国立c: 38-9]。
- (14) 「手順」 [江藤32-10]。西脇 [1993 a: 27] によれば、9月19日に吉益少進が会計官試補同等の待遇で、吉益雲哭が会計官与頭次席待遇で貨幣司知司事に任じられているので、この覚書は9月頃のものとして推定される。
- (15) 9月5日付、木戸宛大久保書翰 [大久保1927: 391-393]。
- (16) 前註(8)と同様。
- (17) 8月28日付、大久保宛木戸書翰 [大久保1927: 388-389]。
- (18) 10月18日付、岩倉宛嵯峨実愛書翰 [国立b: 12-9-10]。
- (19) 10月4日付、徳大寺実則宛岩倉書翰 [大久保

- 1927: 388-389]。
- (20) 10月27日付, 岩倉宛伊地知正治書翰 [日本史籍 1930: 158-165]。
- (21) 前註(20)と同様。
- (22) 10月17日付, 議定宛三条・岩倉書翰 [早稲田大学社会1964: 245]。
- (23) 当時の当主中御門経之は会計官知事であり, 由利の上司にあたる。
- (24) 11月2日付, 中山忠能宛由利書翰 [日本史籍 1934: 430-431]。
- (25) 11月6日付, 池辺宛伊達宗城書翰 [早稲田大学図書館: 124-6]。
- (26) 「備忘要録」11月19日条 [国立国会 a: 136]。
- (27) 11月20日付, 江藤宛大木書翰 [佐賀県立博物館: 文書65]。
- (28) 11月20日付, 大木宛北島秀朝書翰 [国立 c: 173-8]。
- (29) 11月21日付, 岩倉宛大久保書翰 [大久保1927: 456-458]。
- (30) 1月20日付, 岩倉宛三条書翰 [国立 b: 31-68]。
- (31) 11月4日, 陸奥宗光宛後藤象二郎書翰 [国立 e: 47-12]。
- (32) 11月5日, 陸奥宛後藤書翰 [国立 e: 47-13]。
- (33) 10月10日, 会計官宛由利書翰 [早稲田大学社会 1964: 140-141]。
- (34) 11月8日, 後藤宛三岡八郎口上 [早稲田大学社会1964: 146-147]。
- (35) 「意見書 (三岡八郎)」 [国立 b: 12-5-25]。
- (36) 会計官は9月18日, 「吏員僅少」を理由に京都府と事務を兼掌し, 10月1日に同府庁内に移っている [太政官1930: 2]。
- (37) 前註(31)と同様。
- (38) 前註(32)と同様。
- (39) 前註(34)と同様。
- (40) 「備忘要録」11月21日条 [国立 a: 136]。
- (41) 11月25日付, 大木宛江藤書翰 [国立 c: 38-1]。
- (42) 「備忘要録」11月25日条に「衆議一ニ帰シ, 何も愚存無之ニ付達連印ス」とある [国立 a: 136]。
- (43) 11月30日付, 由利宛大木書翰 [由利1940: 302]。
- (44) 註(43)と同様。
- (45) 前12月2日付, 大木宛鮫島尚信書翰 [国立 c: 360-12]。
- (46) 12月3日付, 由利宛大木書翰 [由利1940: 306]。
- (47) 12月4日, 大木宛北島・鮫島書翰 [国立 c: 540-4]。
- (48) 12月18日付, 青山小三郎・北島宛大木書翰 [国立 c: 566-1]。
- (49) 前註(43)と同様。
- (50) 「備忘要録」11月22日, 23日条 [国立 a: 136]。
- (51) 11月24日付, 大木宛江藤書翰 [国立 c: 38-3]。「備忘要録」11月24日条 [国立 a: 136]。
- (52) 11月25日付, 大木宛江藤書翰 [国立 c: 38-1]。前註(42)と同様。。
- (53) 前註(47)と同様。
- (54) 9月付, 諮問に対する答申書 [大久保1927: 416-419]。
- (55) 意見 (大木喬任) [国立 b: 12-3-52]。
- (56) 10月29日, 岩倉宛名和緩書翰 [国立 b: 12-6-45]。
- (57) 前註(42)と同様。
- (58) 11月25日付, 江藤宛島義勇書翰 [佐賀県立: 013-329]。
- (59) 前註(27)と同様。
- (60) 11月24日付, 「見込書 (江藤新平)」 [国立 b: 11-15]。なお「会計運動の目的に至りては, 別に愚存御座候」とあるのは, 恐らく「政府急務十五条」ではないだろうか [毛利1997: 42-45]。
- (61) 11月24日付, 「東京府へ会計官合併に付意見 (案)」 [佐賀県立佐賀: 34-2]。

## 参考文献

- 石井良助編1980『太政官日誌: 第2巻』東京堂出版, 555頁
- 維新史料編纂事務局1938『維新史料綱要: 巻9』維新史料編纂事務局, 673頁
- 江藤新作編1900『南白江藤新平遺稿: 前集』吉川半七, 75丁
- 大久保利和等編1927『大久保利通文書: 巻2』日本史籍協会, 502頁
- 大隈重信述, 円城寺清筆1895『大隈伯昔日譚』立憲改進黨々報局, 707頁
- 大阪市1959『大阪港史: 第1巻』大阪市港湾局, 図版38枚+937頁
- 大塚武松編1930『岩倉具視関係文書: 第4』日本史籍協会, 492頁
- 神奈川県立公文書館蔵「山口コレクション」
- 亀掛川博正1995 a 「明治初年の通貨政策と反由利派について - 1」『政治経済史学』343号, 27-58頁
- b 「明治初年の通貨政策と反由利派について - 2」

- 『政治経済史学』344号, 510-547頁
- 宮内庁編1968『明治天皇紀: 第1』吉川弘文館, 945頁
- 久米邦武編述1920『鍋島直正公伝: 第6編』侯爵鍋島家編纂所, 図版12枚+624頁
- 国立国会図書館憲政資料室蔵a「青山小三郎関係文書」
- b「岩倉具視関係文書〔川崎本〕」
- c「大木喬任文書(書翰)」
- d「三条実美関係文書」
- e「陸奥宗光関係文書」
- 佐賀県立佐賀城本丸歴史館蔵「江藤家文書」
- 佐賀県立図書館蔵「江藤新平関係文書」
- 佐賀県立博物館蔵「文書」
- 坂入長太郎1988『明治前期財政史: 資本主義成立期における財政の政治過程(明治維新-明治23年)』酒井書店, 405頁
- 澤田章1934『明治財政の基礎的研究: 維新当初の財政』宝文社, 389+17頁
- 太政官編纂1930『復古記: 第8冊』内外書籍, 815頁
- 多田好問編1968『岩倉公実記: 中巻』[復刻]原書房, 1053頁
- 辻岡正巳1984『由利財政の研究-明治維新と由利財政-』広島経済大学地域経済研究所, 182頁
- 妻木忠太編纂1932 a『木戸孝允日記: 第一』日本史籍協会, 464頁
- 1932b『木戸孝允文書: 巻3』同上, 482頁
- 内閣官報局1974『法令全書: 第1巻』原書房,
- 内閣修史局編1927『百官履歴: 上巻』日本史籍協会, 498頁
- 西脇康1993 a「明治新政府の金座接収と金座の終焉(7)」『月刊収集』18巻6号, 21-28頁
- 1993 b「同上(9)」『月刊収集』18巻8号, 27-31頁
- 1997「東征軍の金銀座接収」『史観』136号, 42-56頁
- 日本経営史研究所編1971『五代友厚伝記資料: 第1巻』東洋経済新報社, 578+25頁
- 日本史籍協会1927『大久保利通日記: 上巻』日本史籍協会, 496頁
- 1930『岩倉具視関係文書: 第4』日本史籍協会, 492頁
- 1934『中山忠能履歴資料: 第9』同上, 542頁
- 芳賀八弥1902『由利公正』芳賀八弥, 325+58頁
- 藤村通1968『明治財政確立過程の研究』中央大学出版部, 402頁
- 星原大輔2006 a「江藤新平の明治維新—「東京奠都の議」を中心に—」『ソシオサイエンス第12号』, 202-217頁
- 2006b「江戸鎮台判事時代の江藤新平—金銀座移管と長岡一件をめぐる—」『社会学論集第7号』, 136-151頁
- 本多修理著, 谷口初意校訂1974『越前藩幕末維新公用日記』福井県郷土誌懇談会, 図版2枚+701頁
- 松方峰雄編集1991『松方正義関係文書: 第12巻』大東文化大学東洋研究所, 515頁
- の野半介1968『江藤南白』[復刻]原書房, 708頁
- 三岡丈夫編纂1916『由利公正伝』光融館, 図版13枚+547+417頁
- 毛利敏彦1997『江藤新平: 急進的改革者の悲劇』[増訂版]中公新書, 230頁
- 由利正通編輯1940『子爵由利公正伝』由利正通, 図版13枚+520+295頁
- 早稲田大学社会科学研究所編1964『中御門家文書: 上巻』早稲田大学社会科学研究所, 307頁
- 1965『同上: 下巻』同上, 407頁
- 早稲田大学図書館所蔵「南大曹旧蔵名家書翰」
- 渡辺幾治郎1934『陸奥宗光伝』改造社, 403頁